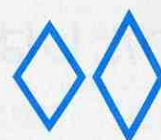


申告のお知らせ



平成22年2月16日(火)から平成22年3月15日(月)まで、平成22年度(平成21年分)の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告受付をおこないます。

(後期高齢医療保険料)

申告が必要な方は、申告受付期間内に申告ください。

日程・会場

対 象 地 区	受 付 日	受 付 会 場	受 付 時 間
山 内 町	2月16日(火)から 3月15日(月)まで	山 内 公 民 館	※各会場とも 9時00分から 16時00分まで
北 方 町	2月16日(火)から 3月15日(月)まで	北 方 支 所 2 階 会 議 室	
東 川 登 町	2月16日(火)	東 川 登 公 民 館	
	2月17日(水)		
西 川 登 町	2月18日(木)	西 川 登 公 民 館	
	2月19日(金)		
武 内 町	2月22日(月)	武 内 公 民 館	
	2月23日(火)		
若 木 町	2月24日(水)	若 木 公 民 館	
	2月25日(木)		
朝 日 町	2月26日(金)	朝 日 公 民 館	
	3月 1日(月)		
橘 町	3月 2日(火)	橘 公 民 館	
	3月 3日(水)		
武 雄 町	3月 4日(木)から 3月 8日(月)まで	文 化 会 館 ミーティングホール	
旧 武 雄 市	3月 9日(火)から 3月15日(月)まで	文 化 会 館 ミーティングホール	

※①旧武雄市は、東川登町・西川登町・武内町・若木町・朝日町・橘町・武雄町です。

②2月16日(火)から3月15日(月)の期間中、土曜・日曜日の受付は行ないません。

③お住まいの会場以外では申告受付ができません。旧武雄市の方で割り当ての日に来られない方は、3月9日(火)から15日(月)までに、文化会館ミーティングホールへお越しください。

④この期間にどうしても都合がつかない方は、市役所税務課課税係まで事前にご連絡ください。

問合せ先

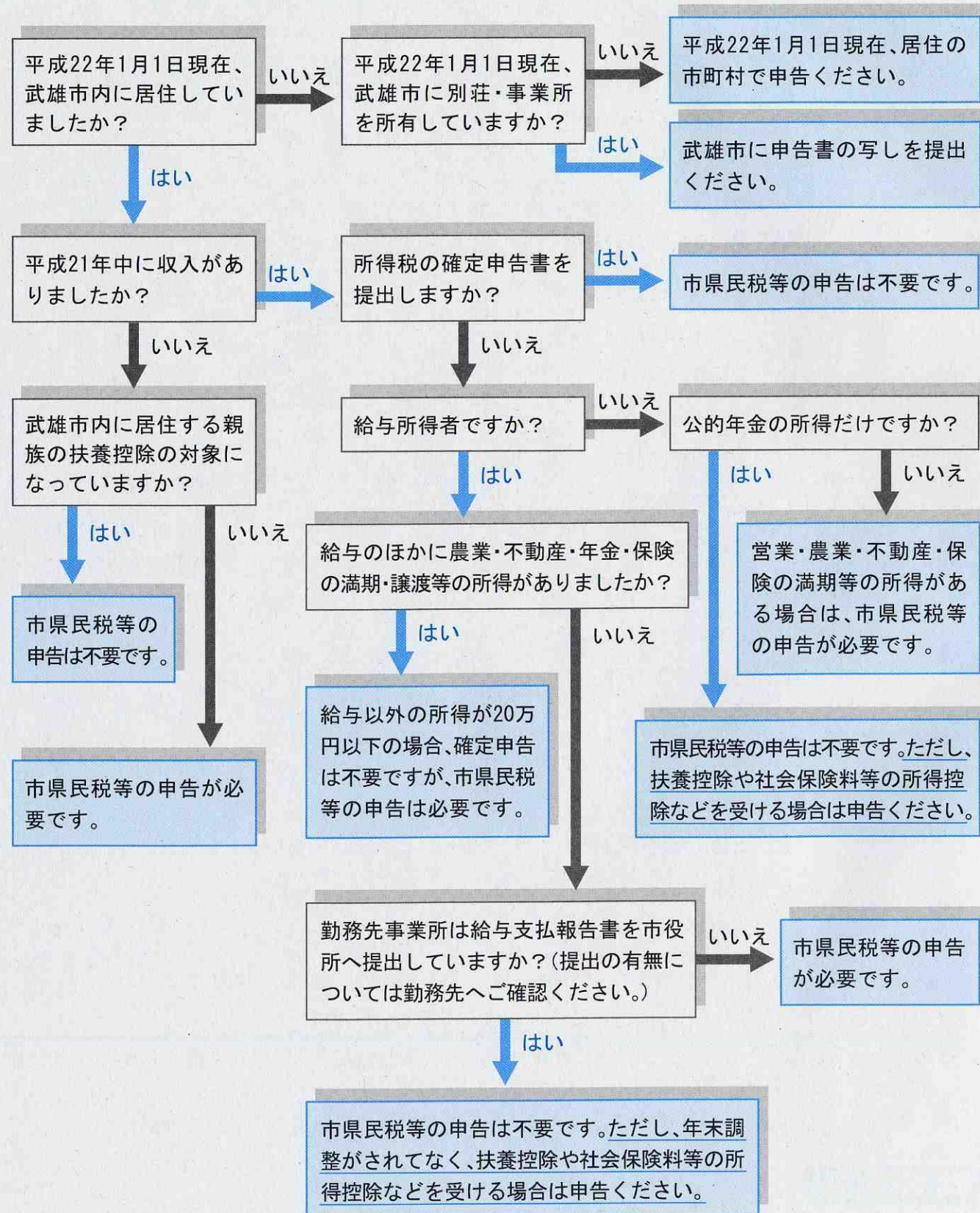
〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市役所 税務課 課税係 TEL 0954-23-9220

わたしは市県民税・国民健康保険税の申告が必要？ (後期高齢医療保険料)

～ かんたん! 申告チェックフローチャート ～

市県民税・国民健康保険税(以下、市県民税等)の申告が必要であるか、参考にしてください。
(後期高齢医療保険料)



申告の必要な人

1. 平成22年1月1日現在、武雄市に居住している人（平成22年1月2日以降に武雄市外に転出された人を含みます。）で平成21年中に所得があった人
2. 給与所得者で給与のほかに所得（営業、農業、不動産、配当、雑所得、一時所得等）があった人〔給与所得以外が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税等の申告は必要です。〕
3. 平成21年中に会社を退職し、再就職されていない人
4. 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人
5. 給与所得者で勤務先から武雄市に給与支払報告書が提出されていない人
6. 日給等による給与収入で所得税を源泉徴収されていない人
7. 武雄市の国民健康保険に加入している人

※平成21年中に所得がなかった人についても、国民健康保険税の算定（軽減措置等）及び各種証明（非課税証明等）の資料になりますので、申告書裏面右下『参考事項』に生活状況等を記入のうえ申告ください。申告書の提出がないと所得の有無が判断できず、後日申告の催促をするなどご迷惑をおかけする場合があります。

また、申告をしていただかないと国民健康保険税の軽減措置や保育所入所、公営住宅入居、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明書等の各種証明を発行することが出来ませんのでご注意ください。

申告をする必要のない人

1. 平成21年分の確定申告書を税務署へ提出した人、又は、提出予定の人
2. 平成21年中の所得が給与所得のみで、勤務先から武雄市に給与支払報告書が提出されている人
3. 平成21年中の所得が公的年金収入のみで、公的年金の収入金額が下記に該当する人
 - ①昭和20年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）で、公的年金収入が1,480,000円以下の人
 - ②昭和20年1月2日以降に生まれた人（65歳未満）で、公的年金収入が 980,000円以下の人

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 平成21年中の収入が明らかとなる資料
 - ①給与所得者は源泉徴収票又は給与支払者の支払証明書
 - ②公的年金等所得者は公的年金等の源泉徴収票
 - ③事業所得（営業等、不動産）者は収入、経費を記入した帳簿書類等
 - ④農業所得者は収支内訳書・営農通帳・収入、経費がわかる書類等
3. 控除に必要な資料
 - ①社会保険料、生命保険料、旧長期損害保険料・地震保険料の支払証明書
 - ②医療費控除、雑損控除、寄附金税額控除を受ける人は領収書又は証明書
4. その他
 - ①還付申告の場合は、申告者本人名義の銀行等の通帳
 - ②確定申告書（税務署から確定申告書が送られてきた人）

収入・所得金額

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交などの営業、農業以外の事業により生ずる所得です。
② 農 業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得です。
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得です。

◎営業等、不動産所得のある方は別紙の収支内訳書をご使用ください。
◎農業所得のある方は、すでに郵送しております収支内訳書（農業所得用）をご使用ください。

④ 利 子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金をいいます。所得税において源泉分離課税となったものは申告の必要はありません。
⑤ 配 当	株式配当、出資配当などの所得です。
⑥ 給 与	給与、賃金、賞与などによる所得です。 給与所得金額の計算については、下記、表1給与所得金額速算表をご覧ください。
⑦ 雑（年金） （その他の雑）	恩給、年金などによる所得です。所得金額の計算については、下記、表2公的年金等所得金額速算表をご覧ください。互助年金、個人年金契約に基づく個人年金、原稿料、印税、講演料などにより生ずる所得です。
⑧ 総合譲渡	土地、建物以外の資産（自動車、機械器具、ゴルフ会員権等）の譲渡による所得です。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円です。
⑧ 一 時	賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金、生命保険金の満期保険金などによる所得です。 ※特別控除額は50万円です。

◎土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なりますので、市役所税務課までお問い合わせください。

表 1 給与所得金額速算表（給与収入がある方の収入金額からの速算表です）

給与等の収入金額の合計額（A）	給与所得の金額	
650,999円まで	0円	
651,000円～1,618,999円	(A)－ 650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4＝(B) 千円未満の端数切捨て	(B)×2.4
1,800,000円～3,599,999円		(B)×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B)×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円		(A)×0.9－1,200,000円
10,000,000円以上	(A)×0.95－1,700,000円	

表 2 公的年金等所得金額速算表（公的年金を受給されている方の収入金額からの速算表です）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金所得金額
65才以上の人	3,299,999円まで	(A)－ 1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	(A)× 0.75 － 375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A)× 0.85 － 785,000円
	7,700,000円以上	(A)× 0.95 － 1,555,000円
65才未満の人	1,299,999円まで	(A)－ 700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	(A)× 0.75 － 375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A)× 0.85 － 785,000円
	7,700,000円以上	(A)× 0.95 － 1,555,000円

事業専従者に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または15歳以上の親族で1年を通じ6ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額は次のとおりです。 専従者控除額（イ）か（ロ）のうち低い方の金額 （イ）配偶者の場合 860,000円 それ以外の場合 500,000円 （ロ）（不動産所得＋事業所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）
-------	---

所得から差し引かれる金額

⑩ 雑損控除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 (差引損失額－総所得金額等の10%の金額)と(差引損失額のうち災害関連支出額－5万円)のいずれか多い方の金額		
⑪ 医療費控除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）の医療費を支払った場合……領収書を添付してください。 医療費実質負担額－(10万円又は合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額)＝医療費控除額(最高200万円) ※ 医療費実質負担額とは、平成21年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。		
⑫ 社会保険料控除	あなたや生計を一にするあなたの家族（親族）が負担することとなっている社会保険料(国民健康保険、国民年金、農業者年金、介護保険料、後期高齢医療保険料)等を支払った場合、支払額の全額		
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金の全額		
⑭ 生命保険料控除	A 支払った生命保険料の額 B 支払った個人年金保険料の額 AとBを下記の算式により別々に求めた合計額(限度額70,000円) 1. 15,000円以下……………支払った保険料の全額 2. 15,000円超40,000円以下……………支払った保険料×0.5＋7,500円 3. 40,000円超70,000円以下……………支払った保険料×0.25＋17,500円 4. 70,000円超……………35,000円		
⑮ 地震保険料控除	区分	年間の支払保険料の合計	控除額
	(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額×0.5
		50,000円超	25,000円
	(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額
		5,000円超15,000円以下	支払金額×0.5＋2,500円
		15,000円超	10,000円
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)	
⑯ 寡婦控除	○一般の場合、次の(イ)または(ロ)に該当する人 (控除額 260,000円) (イ)夫と死別または離別後婚姻していない人で、扶養親族または生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子のある人 (ロ)夫と死別後婚姻していない人で合計所得金額が500万円以下の人 ○特別の場合、下記に該当する人 (控除額 300,000円) 夫と死別または離別後婚姻していない人で扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人		
⑰ 寡夫控除	妻と死別または離別後婚姻していない人で生計を一にしている総所得金額等の合計が38万円以下の子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 (控除額 260,000円)		
⑱ 勤労学生控除	学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が65万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が10万円以下である人 (控除額 260,000円)		
⑲ 障害者控除	あなたが障害者か、又は控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合 ○普通障害者一人について (控除額 260,000円) ○特別障害者一人について (控除額 300,000円)		
⑳ 配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で平成21年中の合計所得金額が38万円以下の場合 一般 (控除額330,000円) 一般で同居特別障害者 (控除額 560,000円) 老人(昭和15年1月1日以前生まれの人) (控除額380,000円) 老人で同居特別障害者 (控除額 610,000円)		
㉑ 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合、控除額は配偶者の所得に応じて異なりますので6ページ表3をご覧ください。		
㉒ 扶養控除	あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)で平成21年中の合計所得金額が38万円以下の場合 一般扶養 (控除額 330,000円) 特定扶養(昭和62年1月2日から平成6年1月1日までの出生者) (控除額 450,000円) 老人扶養(昭和15年1月1日以前の出生者) (控除額 380,000円) 同居老親等(老人で同居している直系尊属) (控除額 450,000円) 一般で同居特別障害者 (控除額 560,000円) 特定で同居特別障害者 (控除額 680,000円) 老人で同居特別障害者 (控除額 610,000円) 同居老親等で同居特別障害者 (控除額 680,000円)		
㉓ 基礎控除	(控除額 330,000円)		

*「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税とは異なります。詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

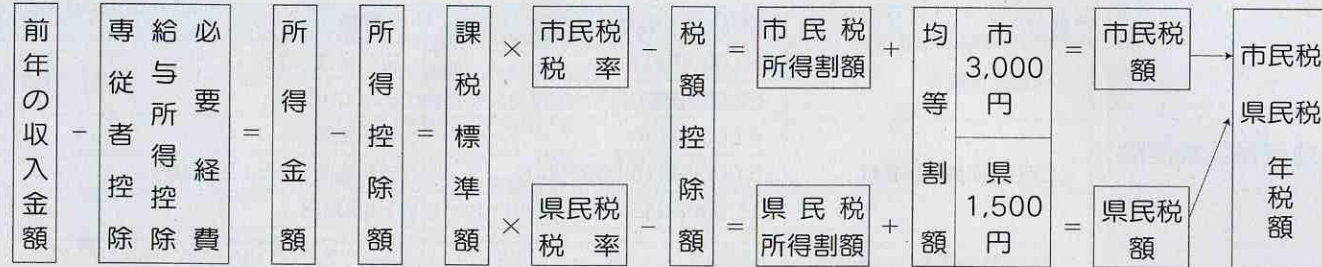
表3 配偶者特別控除額

配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額
1,030,001～1,099,999円	380,001～449,999円	33万円
1,100,000～1,149,999円	450,000～499,999円	31万円
1,150,000～1,199,999円	500,000～549,999円	26万円
1,200,000～1,249,999円	550,000～599,999円	21万円
1,250,000～1,299,999円	600,000～649,999円	16万円
1,300,000～1,349,999円	650,000～699,999円	11万円
1,350,000～1,399,999円	700,000～749,999円	6万円
1,400,000～1,409,999円	750,000～759,999円	3万円
1,410,000円以上	760,000円以上	0円

市県民税、国民健康保険税の計算方法と税率

〔平成21年度の内容で記載しています。〕

◎市県民税



◇所得割額

課税標準額	市民税	県民税
一律	税率 6%	税率 4%

◇均等割額

市民税	3,000円	県民税	1,500円
-----	--------	-----	--------

※平成20年度から、新たな税制「佐賀県森林環境税」が設けられました。課税は、県民税（均等割）に上乗せする方式で、個人は年間500円を上乗せし県民税均等割額は1,500円となります。

◇市県民税の非課税要件等

・均等割が非課税になる人

①前年中の合計所得金額が28万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人（扶養親族数+1）×28万円+16万8千円

・所得割が非課税になる人

①前年中の総所得金額等が35万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人（扶養親族数+1）×35万円+32万円

・均等割、所得割両方とも非課税になる人

①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人

②障害者、未成年、寡婦（夫）で合計所得金額が125万円以下の人

◎国民健康保険税

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	課税標準額×8.8%	課税標準額×2.2%	課税標準額×2.1%
被保険者均等割額	被保険者1人につき 19,200円	被保険者1人につき 6,600円	被保険者1人につき 8,900円
世帯別平等割額	1世帯につき 27,800円	1世帯につき 5,800円	1世帯につき 5,100円

※課税標準額・・・前年の所得金額 — 33万円

※課税限度額・・・医療保険分（47万円） 後期高齢者支援金分（12万円） 介護納付金分（10万円）

税金に関するQ & A

Q：年金にも税金がかかりますか？

A：年金にも種類・支給額・年齢等により税金がかかる場合があります。まずは、自分の年金が課税対象になるか確認しましょう。

年金の種類

①課税の対象となる年金

公的年金等	・国民年金、厚生年金、船員保険、農業者年金の老齢年金や通算老齢年金 ・国家公務員など各種共済組合法に規定する退職年金 ・恩給（一時恩給は退職所得） ・厚生年金法に規定する退職年金など
個人年金	・生命保険契約、簡易生命保険契約等から支給される年金

②非課税となる年金

遺族年金、障害者年金等

所得の計算

公的年金等	平成21年中に受給した公的年金等の合計収入を（P4）表2公的年金等所得金額速算表にあてはめて所得を算出します。
個人年金	個人年金収入から、その年分の収入に対応する掛金等を差し引いた残額が所得になります。対応する掛金等がない場合は、収入がそのまま所得（雑所得）となります。

税金の計算

収入が年金のみの人	雑所得から所得控除額（P5）を差し引き、千円未満を切り捨てた金額に税率（P6）をあてはめて税額を算出してください。
年金収入以外にも収入のある人	雑所得とそれ以外の所得を合算してから、上記と同様の計算をしてください。 ※ただし、年末調整を済ませた給与所得のある人で年金を含む各種の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

Q：生命保険が満期になったので保険金を受け取ったが、申告する必要がありますか？

A：保険金に限らず損害保険等についての満期保険金等で一時所得に該当する場合は申告が必要です。

①一時所得の算式は

[(受取保険金－支払保険料)－50万円]×1/2

※贈与税、相続税は武雄税務署にお尋ねください。
(TEL：0954-23-2127)

※年金方式で受け取った場合は、その年ごとの雑所得として税金がかかります。

②申告に必要な書類

- ・生命保険契約等の一時金支払調書
- ・損害保険金、共済金受取人別支払調書
- ・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書など

負担者	被保険者	受取人	死亡の場合	満期の場合	傷病の場合
Aさん	Aさん	Aさん	相続税	一時所得	非課税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税	贈与税	非課税(親族一時所得)
Aさん	Bさん	Aさん	一時所得	一時所得	同上
Aさん	Bさん	Bさん	贈与税	贈与税	非課税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税	贈与税	非課税(親族一時所得)

Q：多額の医療費や介護費等の自己負担額を支払った場合、税金はどうなりますか？

A: 所得税を納めている人は申告により還付を受けられる場合があります。また、所得税の還付がない場合でも、来年度の市県民税が減額される場合があります。

納税者本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を10万円（あるいは所得の5%）以上負担した場合、下記の計算式によって算出した金額を所得控除として差し引くことが出来ます。

ただし、医療費の名目での支出がすべて控除の対象となるわけではありません。

医療費控除の申告に必要なもの	①平成21年中に支払った医療費の領収書、通院費用等の明細、おむつ使用証明書（介護保険法に基づく要介護認定の申請をした人は、2年目以降、市町村が主治医意見書の内容を確認した書類等でも可）、居宅サービス利用料領収書、指定介護老人福祉施設利用等領収書 ②健康保険組合、生命保険等から戻ってきた金額の控え ③平成21年分の源泉徴収票、印鑑、銀行等の通帳（還付申告の場合）
----------------	--

〈計算式〉

平成21年中に支払った 医療費の総額	－	健康保険組合・生命保険 等から補てんされた金額	－	10万円 (※)	=	医療費控除額 (最高200万円)
-----------------------	---	----------------------------	---	-------------	---	---------------------

※平成21年中の所得が200万円未満の人は所得の5%の金額

医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの (例示)	控除の対象に含まれないもの (例示)
○医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○助産師による分べんの介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価	○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的でおこなった整形手術の費用 ○健康診断の費用 ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
○保健師や看護師、準看護師による療養上の世話の対価	○左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	○親族に支払う療養上の世話の対価
○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	○病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※1. 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査をおこなった医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

2. おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

3.医療費は、平成21年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

4.介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価については、対象となるサービス等が特定されています。

平成 21 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所

氏 名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金 などで補てんさ れる金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
				円	円
合 計				A	B

【控除額の計算】

支払った医療費	円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。
保険金などで補てんされる金額	円	B	
A - B	円	C	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合 … その所得金額 ・そのほか申告分離課税の所得がある場合 … その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑦金額を転記します。
合計所得金額	円	D	
$D \times 0.05$	円	E	
100,000円とEのいずれか少ない金額	円	F	
C - F	円	医療費控除額	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記してください。

平成 21 年分収支内訳書

事業所得、不動産所得がある方は記入し申告書に添付してください。

事業所得の収支内訳書（営業等）

科 目		金 額
売 上 (収 入) 金 額		
雑 収 入		
自 家 消 費		
① 計		
売 上 原 価	② 期 首 た な 卸 額	
	③ 仕 入 金 額	
	④ 期 末 た な 卸 額	
	⑤ 差引金額 (②+③-④)	
⑥ 差引金額 (① - ⑤)		
必 要 経 費	租 税 公 課	
	水 道 光 熱 費	
	旅 費 通 信 費	
	広 告 宣 伝 費	
	修 繕 費	
	消 耗 品 費	
	借 入 金 利 子	
	減 価 償 却 費	
	地 代 家 賃	
	給 料 賃 金	
	雑 費	
⑦ 必 要 経 費 合 計		
⑧ 差引所得 (⑥ - ⑦)		
⑨ 事 業 専 従 者 控 除 額		
所 得 金 額 (⑧ - ⑨)		

不動産所得の収支内訳書

不 動 産 収 入 の 内 訳				
貸地 貸家	所 在 地	賃借人氏名	賃借期間	年 額
			自 月 至 月	
			自 月 至 月	
			自 月 至 月	
			自 月 至 月	
合 計				
科 目			金 額	
収 入 金 額	賃 貸 料			
	権 利 金 等			
	① 合 計			
必 要 経 費	租 税 公 課			
	損 害 保 険 料			
	修 繕 費			
	借 入 金 利 子			
	減 価 償 却 費			
	② 合 計			
③ 差引所得 (① - ②)				
④ 事業専従者控除額				
所 得 金 額 (③ - ④)				

減価償却費の計算

品目	取得年月日	①取得価額	②償却の基礎 になる金額	③耐用 年数	④専用 割合	⑤期間	減価償却費②÷③×④×⑤	未償却残高
	年 月 ・	円	円	年	%	12	円	円
	年 月 ・	円	円	年	%	12	円	円
	年 月 ・	円	円	年	%	12	円	円
	年 月 ・	円	円	年	%	12	円	円

※取得年月日が19年4月以降であれば②=①、19年3月以前であれば②=①×0.9

給与賃金の内訳

住 所	氏 名	生 年 月 日	支 払 金 額

平成 年度分 市町民税 国民健康保険税 後期高齢医療保険料申告書

平成 年 月 日提出			世帯コード		個人コード	
平成 年 1月1日の 住 所	フリガナ		生年月日			
	氏 名		印			
現 住 所 (居 住 地)	勤務先または名称				電 話 番 号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
雑 損 控 除	損 害 金 額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
	円	円	円		
⑪	支払った医療費		保険金などで補てんされる金額		
医 療 費 除	円		円		
⑫	社会保険の種類		支払った保険料		
社 会 保 険 料 控 除			円		
	合 計				
⑭	一般の保険料の計		個人年金保険料の計		
生 命 保 険 料 控 除	円		円		
⑮	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
地 震 保 険 料 控 除	円		円		
⑯～⑰	⑯ ☐ 寡婦・寡夫控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還		⑰ ☐ 勤労学生控除 (学校名)		
寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 控 除					
⑱	氏 名	障害の程度	級 度		
障 害 者 控 除	氏 名	障害の程度	級 度		
⑲～⑳	配偶者の氏名	生年月日	明・大 昭・平		
配 偶 者 控 除 ・ 配 偶 者 特 別 控 除		配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	円		
㉑	氏 名	生年月日	同居・別居 の 区 分	続柄	控除額
扶 養 控 除		明・大 昭・平	☐ 同居 ☐ 別居		万円
		明・大 昭・平	☐ 同居 ☐ 別居		
		明・大 昭・平	☐ 同居 ☐ 別居		
		明・大 昭・平	☐ 同居 ☐ 別居		
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「11」に氏名及び住所を記入してください。				扶養控除額の合計	

5 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額 P
		明・大 昭・平	・	・
		明・大 昭・平	・	・
		明・大 昭・平	・	・
		合 計 額		
でも記載する欄がありますから してください。		所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし

裏面にも記載する欄がありますから
注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
長期		コ		
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
	合 計		⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除		⑩	
	医 療 費 控 除		⑪	
	社会保険料控除		⑫	
	小規模企業共済等掛金控除		⑬	
	生命保険料控除		⑭	
	地震保険料控除		⑮	
	寡婦(寡夫)控除		⑯	
	勤労学生、障害者控除		⑰～⑱	
	配 偶 者 控 除		⑲	
	配偶者特別控除		⑳	
	扶 養 控 除		㉑	
	基 礎 控 除		㉒	330,000
	合 計		㉓	

*営業等・不動産の収支内訳は裏面に記入してください。

源泉徴収票及び証明書等は裏面に添付してください。

分離課税に係る所得等のある方は
「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」
をあわせて提出してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日給	勤務 日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合 計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差し引き金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差し引き金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					ロ
	一時					ハ

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右の二の金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計イ＋[(ロ＋ハ)×⅓]

11 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

13 寄附金に関する事項

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

14 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

参 考 事 項

(収入のなかった方は該当する項目に記入して下さい。)

1. どなたかの扶養親族であった場合、その方の住所	住所
氏名	続柄
2. 失業中であった	
年 月 日から 年 月 日まで	
3. 学生	年 月卒業予定
学校名	
4. 病気療養中	自宅・病院で療養中
年 月 日から 年 月 日まで	
5. 遺族年金・障害年金で生活していた。	
6. その他の理由で所得のなかった人は、具体的に記入してください。	

源泉徴収票及び証明書等はここに添付して下さい。